

宋代の科場と不具疾患の進士

荒 木 敏 一

はしがき

- 一 殘疾・廢疾・篤疾について
 - 二 跛者の朱長文と聾者の徐積
 - 三 右足跛、左眼瞽の方逢辰
 - 四 唐の缺脣の詩人方干
- む す び

はしがき

宋代、州府の解試が終了し、合格者舉人は省試をうけるべく都に上る、それを發解官たる州府の長官の側からは「舉人を解する」といい、舉人の側からは「解に預かる」といったが、宋一代を通じていわゆる殘疾・廢疾・篤疾と稱せられる不具の疾患（疾病を含む）ある舉人は「並びに解に預かることを得ず」と規定せられ、若しこれに違反すれば、州府の長官・解試の監官解試の彈壓を掌るは嚴正なる處罰を受けねばならず、また本犯たる舉人は同保十人一保をなして解する内の舉人もろとも駁放されることもあった。これらのことはかつて小著中に論及したところであり、且つ殘疾以下三疾に就いては吏學指南「老幼疾病」の條の解説（具體例の列舉）を引用しておいた。

191 思うに不具疾患の舉人を京師に解送することを禁じたことは、省試・殿試を受けさせない意味であるから、間接的に彼

らを科擧の門から締め出そうとする意圖と考うべきである。それならば、不具疾患の人が應擧すること自體を拒否した元朝の制元典章卷三二禮部の如く、直接的禁止方針を何故採用しなかつたかといえ、恐らくそれは唐の郷貢制の繼承であり、殘存であろうと思う。唐の郷貢にあっては唐律疏議卷九職制上、貢擧非其人に見える如く、解送を禁じたのは「德行乖僻にして、擧狀の如くならざるもの（擧人）」であつて、不具疾患の擧人ではなかつたが、ともかく唐制では擧人解送の段階で不適切なものをチェックして貢送しない方針すなわち間接的赴擧禁止方針を採っている。この間接的禁止のシステムをそのまま宋初の科擧制にうつした。そして解送禁止の對象に不具疾患の擧人を包含せしめたのである。それが先ず太宗が太平興國三年に頒發した詔の上にあつて、「自今、進士〔科〕及び諸科の貢擧の人にして廢疾を被れる者は諸州解送することを得ず」という禁止令となり、ついで同帝淳化三年には、「身に風疾瘋疾のこと、すなわち一種の精神病あり、眼疾を患うものは解送の限りに在らず」という詔禁となり、これらを基礎として出來上つたのが、小稿冒頭の殘疾、廢疾、篤疾のある擧人解送禁止令であろうと思う。

因みに宋代、赴擧そのものが禁遏されたのは宦官・胥吏・僧道の人、選俗せし僧などである。また解送が禁ぜられたものは、前記の不具疾患の擧人の外、貫籍詐稱及冒籍の擧人、工商雜類、刑罰を受けし擧人などである。

さて、宋代、右述の如き不具疾患擧人の解送禁止詔令が緩和又は撤廢されざる限り、不具疾患——殘疾以下三疾の如き——ある讀書人が科擧にパスして進士を賦與されることはあり得ない。ところが、實際は、北宋仁宗の嘉祐四年、前記淳化三年の詔禁發布より約半世紀後、蘇州出身の讀書人朱長文は跛者びつて（「史學指南「老幼疾病」の解説にいう一肢疾すなわち廢疾に該當する」の不具疾患でありながら立派に登第——しかも未冠の若さで——しているし、更に八年後の英宗治平四年には楚州の讀書人徐積は二耳聾〔史學指南にいう殘疾に該當〕なるにもかかわらず、これもまた進士に及第している嚴然たる事實がある。さらに南宋晩期の理宗淳祐十年には嚴州の讀書人方逢辰（初の名は夢魁）は右足跛の上に左眼瞽という二重苦のハンディキャップにもかかわらず、狀元及第の榮譽——實際は史上稀なる三元の光榮に輝いたことは第三節に於

て述べる——を獲得したし、また同榜の川人楊潮南も一目盲〔史學指南にいう殘疾に該當〕の身ながら、第四名及第一う好成绩を以て登科している事實がある。朱長文は吳郡圖經續志の撰者として、また徐積は至孝廉潔の人として有名な讀書人であるが、前者は跛者であり、後者は聾者であったことを知る人は少ない。方逢辰に至っては、趙翼でさえ、彼が三元であったことを見逃している咳餘叢放卷
二八三三元

そこで小稿に於て、上記四人の不具疾患の人の擢第の實情について述べると共に、前記の解送禁止詔令との關係について考えて見たいのである。次には、方逢辰の遠祖に當る人物に、唐末の詩人方干があり、唐才子傳にもその名を連ねているが、彼は生來「缺脣」すなわち免唇みづもであった爲に、十餘回にも互る科擧試への挑戦に悉く敗れ、黜落の悲淵に突き落されて、終生、陽の當る場所に出ること能わず、不遇の詩人、孤獨の處士として、遂に家郷に歿した。宋の方逢辰に比較して、同じ方氏の家系の歴史に於いて、唐の方干は餘りにも氣の毒な生涯であった。その悲運の生涯に彼を追い込んだもの、それは果して何であったかを併せて考えて見たい。

この二つの問題の考察に入るに先き立ち、史學指南「老幼疾病」の殘疾以下三疾の説明は、もとより、充分依據するに足る貴重なものではあるが、諸書にこれと見解を異にする説明が散見するので、それに就いて述べ、そのいづれの説をとつても、朱氏以下四人が廢疾又は殘疾に該當し、從つて解送される資格がないことを明らかにしておかねばならない。

一 殘疾・廢疾・篤疾について

史學指南「老幼疾病」に依れば、殘疾とは一目盲、二耳聾、手無二指、足無三指、手足無大拇指、久漏レシ下重レシ大瘰腫トナレシであり、廢疾とは痴啞、侏儒、腰背折、一肢疾であり、篤疾とは啞疾、癲狂一種の精神病、二肢折、雙目盲の類であるという。

ところで、先ず慶元條法事類卷七四、刑獄門四「老疾犯罪」戸令によると、殘疾として右六疾の外、「禿瘡無髮」を擧げ、廢疾としては右の冒頭の痴啞を「癡瘡」と書し、「一肢疾」は「壹支廢」と記し、篤疾としては右の冒頭の啞疾を「惡

疾」と記している。痴啞と「癡瘖」とは同義で問題はないが、惡疾は恐らく誤りで史學指南の啞疾に従うべきであろう。これ以外は史學指南の説と條法事類とは内容は同一である。

次に元の胡三省の殘疾、廢疾についての見解を紹介すれば、資治通鑑卷二四〇、唐紀五六、憲宗元和十二年十月甲申の詔に「其因戰傷殘廢者。勿停衣糧」とある中の「殘廢」に注して、

殘廢。謂因戰傷折腰臂手足。不復爲完人堪世用者。

とある如く、胡三省は腰又は臂〔背〕又は手・足を折って、完癒せず、實用勞働に堪えぬ状態を「殘廢」とし、殘疾と廢疾の區分を設けていない。又本稿の初めに掲げた殘疾、廢疾、篤疾ある擧人は「並びに解に預かることを得ず」というのは、通考選舉考三一の記載なのだが、これに該當する記載が宋史卷一五五選舉志に見える。それには、

有篤〔疾〕・廢疾者。不得貢。云々

とある如く、貢送されることを許されない不具の擧人として篤疾と廢疾の二疾のみをあげ、通考に見える殘疾はあげていない。宋史の編者が殘疾を記し忘れたとは考えられず、恐らく、胡三省の見解と同様に、殘と廢とを一つと見て、最も重症としての篤疾以外の不具をすべて廢疾の中に包含せしめたのであると思惟される。

次に廢疾及び篤疾に對する異なる見解として、唐律疏議卷二二、鬪訟二「妻妾毆詈夫父母」の條、「疏議曰」の下文に、
腰背折・一支廢爲廢疾者。……篤疾。兩目盲・二支廢。

とあり、大明律集解附例卷一、名律「老小廢疾收贖」の纂註には、

廢疾。謂瞎一目・折一肢之類。篤疾。瞎兩目・折兩肢之類。

とある。また清國行政法第三編、司法行政第三章、訴訟手續第三款「訴訟ノ參加」にも、

篤疾 兩目ヲ瞎シ兩肢ヲ折リタルノ類

とある。以上の如く殘と廢との内容は必ずしも一律ではなく、史學指南の列擧せる不具疾患の數より可成り少いものもある。

る。

最後に廢疾については「已成廢疾」或は「被廢疾者」或は既出の通考の「有廢疾者」の如く廢疾の上に動詞を冠するか、又は「老小廢疾」の如く他の名詞と對句をなせる用法が元典章、通制條格、唐律疏議、大明律などに多く見える。この廢疾は不具疾患の總稱として用いられたものであろう。たとえば元典章卷四四、刑部六、「他物傷」、戮碎兩眼雙睛、至大元年五月の條に、

兩眼、雙睛、戮碎シラレツ、不能ヘン視シ物、已成ユス廢疾ヘ云々

とある文中の廢疾は正しくそれである。何故ならば、兩眼の精睛が破壊され視力を喪失せるものは、吏學指南に従えば篤疾であるから、當然こは「已成篤疾」と記すべきである。それを敢て「已成廢疾」と記せるは、明らかにこの廢疾が吏學指南に言う特定の不具疾患を指さず、單なる不具の一般的總稱であることを示している。また本稿のはしがき中に掲げた元朝の不具廢疾者の赴舉禁止令の原文は元典章卷三一、禮部四「科舉程式目」に、

娼優之家及患廢疾。若犯十惡奸盜之人。不許應試。通制條格卷五學令科舉一鄉試にも同文あり

であるが、右文中の廢疾も同様であらう。

以上、殘疾・廢疾の別は必ずしも嚴正ではないこと、廢疾には廣狹二義があること、殘疾・廢疾・篤疾の三疾については吏學指南に例示された不具・疾病の數より可成り少いものがあること、慶元條法事類と吏學指南とは大體同一であること、等のことを明らかにした。しかしこれらの諸文獻のいずれの説明によっても、朱氏以下の四人が殘疾又は廢疾、又は殘と廢の二重症に該當し、従つて解送禁止令に牴觸することには變りない。

二 跛者の朱長文と聾者の徐積

宋代の不具的進士の第一例は蘇州吳縣の讀書人朱長文であつて、彼の足の故障については、諸書に「病足」或いは「傷

足」などと婉曲な表現法をとっているが、後述する如く、實際は紛れもない跛者であった。

長文は字を伯原といい、樂圃先生と號し、自ら進んで仕宦する意志はなかったが、周圍の人々は彼の偉なるを以て黙つてはいない。「近臣多く之を薦して因つて〔蘇〕州〔府〕の教授と爲ることを得た」のであるが、彼は夙に「泰山〔先生孫復〕に從つて春秋を學んだ」。そして、或いは「吳の人、その賢に化せらる」といわれ、或いは、「〔その〕名は京師を動かし」といわれるほどの偉大な碩學となつた。著書としては著名な吳郡圖經續記三卷の外、墨池編二〇卷、琴史十卷などがあり、三著はいずれも今に傳わる。

長文が仁宗嘉祐四年登科したことは宋詩紀事卷二二、朱長文の條及び寶慶四明志卷一〇、郡志一〇鉞人下「進士」の條に見える。前者に依れば、

長文。字伯原。其先越州剡人。家吳郡。嘉祐四年進士。

とある。

次に彼が登科時の年齢については江蘇金石志闕名卷一〇、朱樂圃墓表在蘇州の朱樂圃先生之墓、江淮荆浙等路制置從事

米芾表に依れば、

樂圃先生。吳郡朱氏。名長文。字伯原。光祿公之子。十九歲登乙科。病足。不肯從吏。

とある如く若冠十九歳にして進士乙科甲は上位登第者、乙は下位登第者に登第したという。なお右文に「光祿公」とあるのは宋范成大撰吳郡志卷二六に見える「光祿卿公綽」のことである。また、右文に「樂圃先生」とあるのは、彼の家宅が幽勝の趣ある園宅であつたので、彼は家に名付けて樂圃と稱したことに因つて、時の讀書人らが長文を樂圃先生と言つて敬仰したと傳えられる。^⑧

さて、長文が跛者であつたことは南宋葉夢得撰避暑錄話下卷に記するところであるが、そこには不具廢疾進士の第二例たる聾者徐積の事蹟とを併せ述べて次の如く言う。

元豐間。淮浙士人。以疾不仕。因以行義聞鄉里者二人。楚州徐積仲車。蘇州朱長文伯原。仲車以聾。伯原以跛。其初皆舉進士既病。乃不復出。云々

右に「其の初め皆な進士に擧げられるや既に病む」とある如く、科擧試に擧じて解試をパスした時には朱長文は既に足の不自由な、いわゆる廢疾の跛（一肢折）となっていたことは明らかである。

因みに朱長文が蘇州府々學教授に任ぜられたのは、宋史卷四四四、文苑傳、朱長文の條に依れば、哲宗元祐中であり、徵召を受けて太學博士に補せられたのは、既出の避暑錄話の後續文に依れば哲宗紹聖年間であり、彼の死去は前掲の米芾撰する所の長文の墓の表文に依れば、哲宗元符元年二月丙申（享年六十歲）であったという。

次に不具廢疾進士の第二例たる徐積に就いて述べよう。積が登科したのは長文登科の八年後、英宗治平四年であった。宋詩紀事卷二二徐積に曰く、

積。字仲車。楚州山陽人。〔英宗〕治平四年進士。授楚州教授。云々

彼の耳の故障についても單に「耳疾」と記している文獻があるが、彼が一耳のみの聾ならば、吏學指南に従えば殘疾にも該當せぬ輕症であるから、解送禁止令には觸れぬ。従つて「解送に預かることを得る」ことになるのであるが、殘念ながら彼は兩耳とも聾すなわち殘疾であった。宋徐節孝先生文集卷三〇「上趙殿院書」に、

鄉貢進士徐積。以兩耳病聾。不敢走。

と明記されている如くである。なお右文に「鄉貢の進士」とあるのは、前掲の避暑錄話に「進士に擧げられるや」と記せる文と意味は全く同じであり、兩書に依つて徐積が赴擧の頃から難聽であったことが推想される。

次に宋史卷四五九、卓行傳、徐積には

中年有聾疾。

と記し、その下文には、

元祐初。近臣合言。積養親以孝著。居鄉以廉稱。道義文學顯於東南。今年過五十。以耳疾不能出仕。

とある如く、哲宗元祐元年（西紀一〇八六）徐積は既に五十歳を越えていたと言うから、彼が登科した英宗治平四年（西紀一〇六七）には、逆算すると既に三十歳を越え、或いは四十歳近くになっていた筈であり、正しく中年である。従って、彼は十九歳で登科した朱長文とは異なり、大器晩成型の人物であったことが想像される。

なお、徐積の薨は頗る重症であつて宋の胡仔撰、漁隱叢話卷五二徐仲車に、

東坡云。徐積。字仲車。……耳聾〔聾？〕甚。畫地爲字。乃始通語也。

といい、徐積との對話は地面に文字を書き筆談することを要したとは、その聾疾の程度を察するに足る。

思うに朱長文は、名門の出身であり、且つ早熟秀才タイプの讀書人たりしに反し、徐積は甚だ貧しく三歳にして父を失い、「所居一室。寒一衲裘。啜菽飲水」という文字通り孤寒の人であった。蘇東坡——徐積の推舉人の一人であることは後述する——の詩にも、徐積が「惡衣惡食詩愈好。恰似霜松鸚春鳥」という如く異色の奇行ある詩人であり、「終日面壁。坐不與人接。而四方事無不周知其詳」という清談の徒にも似たる一面をも持っていた。

「三歳にして父死す」と宋史卓行傳徐積にあるが、これは誤傳らしく、實際は三歳とき父が家を棄てていざことなく蒸發して了つたことは、避暑録話下巻に、

仲車甚貧。事母至孝。父早棄家。不知所終。

と明記のある如くである。詩人としての彼は「好作詩。頗豪怪。日未嘗輟。有六千餘篇。每客至不暇見。必辭以作詩忙」というが如く詩作の多忙を理由に、來訪者を門前拂いした孤高の人でもあった。彼を有名にしたのは、彼の徹底した孝行と、貧苦にめげざる廉潔の故であった。母への孝行としては、「應舉入部。不忍捨其親母を指す徒載而西。登進士第」といわれ、また父への孝行としては「父名石。每行山間或庭宇。遇有石。輒躍以過。偶誤踐必鳴咽流涕」ともいい「以父名石。終身不用石器」とも傳えられる徹底した行動が世人を感動せしめた。彼は貧苦に育ち、逆境に負けず、學問は北宋の碩學

安定先生胡瑗字翼之に就いて研鑽した。瑗は彼の將來を期待したのか、食物を贈ったこともあった。彼が登科した時、同年の人がお祝いの資金カンパを集めて百兩を餞けたが受け取らず、金錢に恬淡たる清廉の人でもあった。^⑧

登科後、徐積は神宗皇帝の召對を一再ならず受けたが、恐らく龔のためであつたらう、首尾に終つた。^⑨しかし、蘇東坡は彼の偉才を見抜いたらしく少くとも三回彼と會っている。そして東坡を筆頭とする數人の學者、鄧潤甫・孫覺・胡宗愈・孫覺・范百祿らが積のスポンサーとなつて保薦し、遂に故郷楚州州學の教授に迎えられる——この時彼がすでに五十の坂を越えていたことは前述の通りである——その後和州防禦推官に轉じ、宣德郎に補せられ、晩年に嵩山中嶽廟の監〔長官〕となつて世を去つた。^⑩時に七十六歳。徽宗は政和六年、諡して節孝處士といつた。

彼の官吏としての生涯は、龔のため、高官に昇れなかつたことは已むを得ない。朱長文の場合も同様である。従つて兩者は鄉學の教官であつたとき、人生の花であつたに違ひない。ところが、次節に述べようとする方逢辰は、片目片足ながら狀元及第し、權戸部尚書にも擬せられた程であつた。

三 右足跛、左眼瞽の方逢辰

宋代の不具廢疾進士の第三例方逢辰（初の名は夢魁）について、南宋俞文豹撰吹劍錄外集に曰く、

〔理宗〕淳祐十年。以盛暑非臨軒之時。改用三月初省試。中秋日廷試。九月六日唱名。狀元方夢魁。賜名逢辰。右足跛左目瞽。第四名川人楊潮南。省元泉州陳應雷。皆一目瞽。

とあり、また宋人軼事彙編卷一八方逢辰に、

淳祐十年。狀元嚴州方夢魁。賜名逢辰。右足跛・左眼瞽。

とある。淳祐十年の科擧に於いて二つの異例事が起つた。その一は八月十五日に殿試が、九月六日に唱名の儀が夫々行われたことで、宋初以來の慣例では二月省試、四月殿試と定められていたのが完全に破られたこと、その二は隻眼隻脚の狀

元と隻眼の登科者の出現であつて、科擧史上最初の出來事である。殊に方夢魁は理宗から親筆を以て名を逢辰と賜つたものであり、感激した彼は字を君錫と稱することにしたといわれるが、その上、御製の聞喜宴詩一首を賜つてゐる。これらの破格の朝恩を與えられたのは、方逢辰が不自由な身體にも拘らず、後述せる如く眞に立派な人物、とくに學殖の深い人であつて、優秀な科擧試の成績をおさめたから、餘程、理宗皇帝のお眼鏡にかなつたものと思われる。しかし、獨眼隻脚の讀書人に狀元を賜うたのは皇帝理宗の英斷であり、人間味豊かな取り計らいであつたと言ふべきである。

右掲の吹劔録外集の記事中、一つ問題となるのは「省元泉州陳應雷」とあることで、これは撰者俞文豹の思い違いらしい。という理由は、蛟峯外集方逢辰の號を蛟峯という卷三に前資政殿學士文及翁の手になる故侍讀尙書方公〔逢辰〕墓銘があり、その文に、

淳祐九年己酉。鄉舉。以夢魁名預首選。明年。中省試第一等。理宗臨軒策士。以公所答數陳鯁亮。擢爲進士第一。御筆改今名。

とあつて、逢辰が淳祐九年の解試も翌年の省試も、ともに首席でパスしたことを明らかにしている。文及翁は綿州四川省綿陽縣の人、字を時舉といい、本心と號した。進士に及第して昭慶軍節度使掌書記に任ぜられ、烏程縣に徙り寓居した。その後簽書樞密院事、參知政事などを歴任し、宋の滅亡後は、元世祖の累次の徵召にも應ぜず、著書などに没入する晩年の生活を送つた。思うに彼が烏程縣に徙り住みしとき、逢辰と交渉をもつたものと思われ、その墓誌銘を撰することになつたのであろう。この墓誌銘に逢辰が「省試第一等に中る」とある以上、吹劔録外集の記事は誤りと見る外ない。なおまた文獻通考卷三二、選舉考五の末尾の宋登科記總目にも淳祐十年省元陳應雷雷の古字とあるが、これも誤りである。因みに、宋史翼卷一七方逢辰には右の墓誌銘の文を殆んど全面的に採つて、殿試のみならず、省試・解試を第一位で及第したと記している。該餘叢考卷二八「三元」に宋代には六名の三元があつたとし、その氏名を擧げているが、方逢辰を加えることを趙翼は失念したようだ。方逢辰と同榜で第四人登第の一目醫の川人楊潮南については、いかなる經歷事蹟の人物なるか全く知

るべき史料がない。

さて、淳祐十年方逢辰、楊潮南の二讀書人が不幸な不具の身を以て、夫々優秀な成績を以て登科したことに對して、俞文豹は次の如く論評を加えている。

夫糊名考校。固以文取。然周進士。必辨官材。漢弟子員。必儀仗端正。唐文武選。必體貌豐偉。盧仝詩。孰謂人面上。一目偏可去。

文豹の考えに依れば、方逢辰の如き獨眼隻脚の狀元進士を生んだものは、太宗朝に狎まれる糊名法の實施により、文すなわち學力試験のみによつて取士する體制が徹底したためだとする。この見解はまさに正鵠を得たものと言ふべきであつて、唐五代の科擧制に於いては、糊名法を缺いたがために、あらゆる弊害が累積的に起り、就中、請託奔競の弊を激化せしめ、貴賤貧富の別なき筈の科擧運營の根本的鐵則は無殘にも破壊せられ、權貴樞要の子弟宗族、名門望族の縁故友人など、上層階級の人士が多く登第を與えられる傾向が強まつた。殊に行卷又は溫卷などと稱し、自作の詩文を公卿大官に奉りて事前運動をなすのみならず、「公卷」と稱して公然と禮部貢院に卷軸を提出する慣行が唐代に盛行した。公卷について嘗つて小論中に論及したが、唐音癸籤卷一八に公卷の性格について、

舉子麻衣通刺。稱鄉貢。繇戶部關禮部。各投公卷。亦投行卷於諸公卿間。舊嘗投今復投者。曰溫卷。禮部例得采名望收錄。とある如く、公卷は戶部より禮部への通達に依つて行われる慣行なることを示している。この公私二種類の卷軸（いわゆる素業）によつて、禮部試の主司は名望ある人を取り得たというから、事前工作を公認したも同然である。とかく「素業を觀る」すなわち平素の實力を重く見て、場屋の試験を軽く見るのが唐の科擧の特色であつた。

行卷、溫卷、公卷などの弊害は氷山の一角に過ぎず、あらゆる裏面運動乃至事前工作が科場の外に渦まいた。かかる請託のあらゆる手段を、一發で打ち落すには糊名法を措いて外にはない。政治的壓力を封じ込め、血縁的情實を切り去るには、糊名法が最捷徑でもあつた。該法が最初宋太宗によつて殿試に採用され、省試、解試、開封試などの各試場にも擴大

採用され、學力試験一本の取士體制が徹底したため、孤寒の俊秀、寒素有藝の士が、漸く多く登科しはじめる。學力一本の勝負の世界に於ては貧富の別なく、外貌の如何も問わぬ筈であるから、不具の人といえども、立派に學問を身につけた人物ならば、狀元及第を賜與するも亦た可なりといふべきである。かくの如く文豹は糊名法が獨眼隻脚の狀元を生誕させたと判断した。

ところが、文豹はその次に、周の進士、漢武に拘まる五經博士下の弟子員、唐の銓試が、人物、外貌、態度などを必ず重視したことを指摘する。彼のこの言葉の裏に、周漢唐の人物本位の選舉制に對する憧憬的心情又は郷愁にも似た回顧的思慕を見るのであるが、しかし、次に彼が引用せる唐の詩人盧仝の詩の意味を分析すれば、結論的には、文豹が逢辰らの擢第を衷心歡迎していることに氣がつくのである。唐詩紀事卷三五盧仝によつて引用された詩の後句を補足すれば、

孰爲人面上。「吹劍錄外集では孰謂に作る」一目偏可去。願天完兩目。照下萬方士。

唐詩紀事卷三五盧仝の記事を参照しつゝ、右詩の意味を考えると、第二句の「一目」とは太陰すなわち月を、第三句の「兩目」とは太陰と太陽すなわち日と月とを意味する。日と月とを天の二つの眼と見立てた。右の詩は月蝕が憲宗元和五年に起つたときの詩であることを頭に入れて考えると、天空にかかる日と月とを、人間の顔の上なる二つの目に譬えたもの。

なにびとが、天空にかかるお月様を。あやにくに、取り去るべきだ、といひましようか。願くは、天の神様が日と月とを二つ揃えて下さつて。世界中を照してほしいもの。

一應は何の變哲もない詩だが、この詩を文豹が突如として、ここに引用したのは、彼がこの詩に藉りて、もつと外のことと言いたかつたのである。すなわち「一目」とは月のことではなくて、片目の擧人のことであり、「去」とは場屋より去らしめる、すなわち黜落を意味する科擧用語であつて、「去」に對する語が「留」すなわち及第のこと。「去留を定む」とは、知貢擧が及落合否に斷を下すことを言うのである。そこで詩の意は一轉して、

なにびとが、片目の擧人を。あやにくに、黜けるべきだ、といひましようか。願くは、天の神様が二つとも眼を揃え

て下さって。世界中を見下すことが出来ますように。

方逢辰、楊潮南の二人は片目の人であるが、立派な人材であるから、黜落せしむべきでない。しかし、出来ることなら、二つとも眼を揃えさせてやりたい、という心の底の考えを、文豹は、盧仝の詩に託して表現したものである。まことに心にくい表現の方法であるという外はない。

さて、最後に、朱・徐・方・楊の四氏の如き足、耳、眼の不自由な讀書人の擢第と、宋代を通じて施行された不具疾患舉人解送禁止令との關係について考えて見よう。

まず第一には兪文豹も指摘する如く、糊名考校の開始によって學力オンリーの取士體制が徹底したことが擧げられる。糊名法が採用されると、裏面運動はもはや全く効驗を喪失して了う。すると、裏面運動は自ら下火になる。下火になると、従來、運動するにもコネのない孤寒有藝の士が漸く多く及第しはじめ。そして貧富貴賤の別なく取士する科舉本來の姿がとりもどされる。更に、裏面運動を終熄せしめるに効果が著しかった騰錄法・別頭試制が創設せられる。このような新體制がほぼ完成した仁宗朝に於いて、舉士の外貌とか肉體的缺陷の有無など、最早や問題としない氣運がたかまつて來たのではあるまいか。筆者はかつて「北宋科場に於ける寒峻の擢第」なる小論^⑧に於いて、太祖以下の北宋の各帝が期せずして寒峻の士を取ることに頗る留意したことを述べた。「孤寒の實才」「寒素の人」「孤貧有藝の士」などと諸書に疊出するものは、經濟的には恵まれないが、讀書學問には強い庶民的階層の子弟にして科舉に志したものであり、彼らを讀書人と呼んで然るべく、その讀書人に大きな期待をかけたのが太祖であり、それが「宰相須らく讀書人を用うべし」と言う言葉となつて現われたのだ。今後、官人として責任ある地位に立つべきものは、貴族でもない、武人でもない、庶民的階層の中の學殖あるもの、すなわち讀書人であらねばならぬとする。このような新しい、いわば第三の階層を以て形成された社會は、當然、文官優位の社會となる。明馮夢禎の歷代貢舉志に見える「宋初は一時、風氣樵僕にして、人學問を知らず、仕宦を願わず。……太宗の時、天下稍々文を習う」という状態は、貧乏人進出の絶好の機會となつたのである。し

かも、唐代もっとも幅をきかせた門閥貴族の九割が、すでに兵亂の中に崩壊し去った直後である。太祖を推戴した軍人武官・功臣の勢力を根こそぎにすることは、大して手間はかからなかった。太祖は文官の將兵にも讀書を勸奨し、これによって、彼らを洗脳した。彼自身、讀書に精勵したことはいう迄もない。場屋に人物を兼採すると稱して唐代は専ら名門の人をとつたに對し、宋代は學力オンリーの試験至上主義の下に、専ら孤寒の人をとつたのである。このような學問至上の場屋では、身體外貌の美醜などは大した問題ではない。

宋の眞宗が狀元登第を定めるに際し「必ず高第の三、四人を召して殿庭に並列せしめ、其の形神磊落の者を更察して始めて第一人及第を賜うた」故事は人口に膾炙せるが、彼がただこの方法のみを、毎科、金科玉條の如く、墨守したのではなく、實際は右方法と合せて「或は其の試する所の文辭、理趣有るものを〔狀元として〕取る」の用意を忘れなかつた宋碑類鈔 卷一君範 ことを看過してはならないのである。

第二の事由として、朱長文以下の四人が特に優秀な人材であつたから、特例として、解送して省試を受けさせ、及第を與えたのではないか。既述の如く太宗の淳化三年の詔に於いて、解送すべからざるものとして擧げたのは不具的讀書人の外に、貫籍詐稱（又は冒籍）者、工商雜類、刑餘者があつたが、このうち工商雜類の人でも「奇才異行、卓然として郡たぐひなきもの有らば」これを解送することを特に許した。かかる例外的取扱いが、不具的讀書人にも擴大適用されても不合理ではあるまい。

第三の事由として、太宗の詔禁の無力化（具文化）が考えられる。糊名・謄錄二法の成立、別頭試制の常制化などによって科場が庶民化して行くその中で、ただ不幸な不具的讀書人を異分子の如くに扱って科場より遠ざけんとする詔令や禁令は、社會から遊離せざるを得まい。また實際、太宗以後に、かかる不具的舉人解送禁止の詔令は一度も頒布されていない。この事實から推しても、太宗によって發せられた二つの詔令は、漸く、色あせた看板の如く次第に具文化し、その存在の意義が稀薄になつて行つたのではなからうか。

第四の事由として、とくに方逢辰に狀元及第を賜與した理宗の英斷が擧げられよう。王船山をして言わしむれば、理宗は「人の上に居るべからざる」凡庸の天子だと極めつけている。たしかに、宋朝歴代皇帝の中で、仁宗の在位四十一年に ついでもっとも長い四十年に及ぶ彼の治世の間、前半は彼の實質的擁立者史彌遠に對する遠慮から、後半は實子なきため 内寵多くして、宦寺の專横を許したため、見るべき治蹟は殆んど無に等しい。ところが、案外なのが科擧に對する關心の 深さ、換言すれば取士における眞摯な努力であつて、再三、詔を發してその運営の正常化をはかった。その要點は 「省闈を警しめて實才を求める」ことにあつた。殊に注目されるのは、彼が「貢擧は學殖を崇び、道眞を嚙んず」とした 點である。すなわち、學力第一主義をとれる事實である。近世に於ける數多の科擧論は、科擧が試験を重視して人物の如 何を問わざる點を非難し、徳行人物を重視すべしとし、古の選舉制、例えば漢の郷擧里選制の精神的復活を主張するもの が多かつたが、理宗は逆に學殖第一、道義第二とせる點、一つの卓見と稱すべきである。蓋し、事に當つて英斷を行うに は、却つて、その問題についての深い理解が豫め要請されるを常とする。理宗が獨眼隻脚の讀書人方逢辰に狀元及第を與 えた年より三年前、淳祐七年の殿試に於いて、士子の入場おそきを訝かり、左右に問うたところ、士子の懷挾を防ぐため の搜檢い、わば身 體検査に手間取りしに因るとの近臣の奉答に接するや、「搜檢は」士を俟つ所以に非ず」とし、詔して之を罷め させたという。元朝の吳萊が「理宗の度量、恢宏なり」といい、また理宗を痛罵せし王船山も、「理宗、君人の才無きも、 而も猶お君人の度有り」と評していることから推せば、彼は度量の大きいという一つの美點をもっていたらしい。片目片 足の人に國家試験の首席を與えることは、今日ならいざ知らず、宋代にあっては一大勇氣を必要とする。問題は、方逢辰 が狀元及第に値する立派な學問を身につけた人材であつたかどうか、であらう。次に彼の人爲り、學問について述べよ う。

父の名は鎔といい、浙江嚴州淳安縣の人。兩淮制置使參謀に進んだ。力學篤行、記聞該博を以て郷人の尊敬を受けた。

三子あり、その長が夢魁（逢辰）であり、天稟卓絶、幼少より刻苦精勵、諸子百家の學説は讀まざる所なく、周・程・朱

氏の學に會歸せりという。詩文にも優れ、郷邑の人々は、彼が將來に於いて必ず魁彥たるべきを豫見した如く、果して解元、省元、狀元を兼ね獲得した。登科は彼が二十九歳の時であつた。その人物は魁岸にして、篤行を以て修己の要と爲しまたその聲は「洪鍾の如し」と傳えられる。登科後の仕官は、朱長文、徐積兩名の場合は、自ら進んで官吏たらんとする積極的な意圖は無かつた。或はそれが自分の肉體上の缺陷から来る遠慮があつた爲とも解せられるが、方逢辰の場合は、少しもそういうことがなく、理宗、度宗、恭宗の三朝に仕え、官を重ねて兵部侍郎國史修選兼侍讀の重職にもつており度宗咸淳五年 權戶部尚書に除せられんとしたが受けず、晩年は、家郷なる石峽書院に於いて専ら講書教授に打ち込んだ。宋亡び元の世となり、世祖度々、人を遣わして徵召せんとしたが、勿論應ぜず、至元二十八年世を去つた。彼の生年は寧宗嘉定十四年というから享年七十歳である。彼が江東提刑使に任ぜられたとき、文天祥は一書を送つて慶賀の意を表している。^⑤ 因みに文天祥は方逢辰におくること六年、理宗寶祐四年の狀元及第である。

逢辰の役人生活は、權臣賈似道の擅政を惡み、上書して彼を攻撃し、彼の恨を買つたので自ら官を辭したこと、理宗が晩年、宦官に甘い態度をとつてその專横を許したことに對して、敢然諫言して、帝の不興を買うや、病と稱して去らんとを求めたことなど、重臣ではあつたが時の權威者と衝突して下野し、私塾に學生を教育する儒者としての性格が強い。世渡りの下手な人であつたといふことになるが、氣骨ありて妥協をゆるさぬ立派な人物であつたことは間違いない。解試から殿試まですべて首席であつたことは、彼の學殖が稀世のものであつたことを示唆する。その著書としては、徐積と異り、儒學上の本格的な研究書が多く、易外傳・孝經解・尚書釋傳・中庸及大學の註釋の外、彼の文集の蛟峯集などがある。惜しむらくは、多くは佚して傳わらない。方逢辰については宋史に列傳がない。これは洵におかしい。胡三省の場合と同様、當然儒林傳の中に入れるべきである。

四 唐の缺層の詩人方干

吹劔錄外集の最後の一節に、

方魁及同榜方登・方吉。皆唐詩人缺脣處土方千之後。與嚴子陵・范文正公爲釣臺三賢。

とある如く、方魁すなわち狀元方逢辰は唐末の詩人で缺脣の方千の後裔に當るといふ。この方千については唐才子傳卷七方千の條に、

〔方〕千。字雄飛。桐廬人。幼有清才。散拙無營務。〔宣宗〕大中中。舉進士不第。隱居湖中。……家貧蓄古琴。行吟醉臥以自娛。……千貌陋、免缺。……〔懿宗〕咸通末卒。門人相與論德謀跡。諡曰玄英先生。

とある如く、方千は外貌卑陋であり、その上、免唇であった。頭はよかったが生活力は乏しく、科擧に失敗して餘計に貧乏になった。「湖中に隱居す」とある中の「湖」とは會稽（越州）の鏡湖であることは後に述べる。なお桐廬縣は元豐九域志卷五、兩浙路嚴州（睦州）の條によれば、州の東一百五里に在るといふ。「地圖の上で按ずれば、浙江省の浙江の支流浦陽江に臨み、今日の浦江縣であり、嚴州より稍下流に在る」

次に方千が缺脣のため十餘回連續赴擧して黜落したことは唐詩紀事卷六三方千の條に、

〔方〕千。爲人質野。……爲人脣缺。連應十餘擧。遂歸鏡湖。

脣缺は缺脣ともいい、免唇のこと。鏡湖については宋施宿等纂修「嘉泰會稽志」卷一三人物に、

方千。字雄飛。新定人。隱於會稽。漁於鏡湖。蕭然山水間。以詩自放。

と見えて、越州（郡名は會稽）に在り、九域志卷五兩浙路の條によれば越州山陰縣にある（なお嚴州の郡名を新定といふ）。鏡湖には方千の別業があったことは右書同卷に、

方雄飛 別墅在湖中。

とある如くである。また、彼の桐廬縣の家宅は清朝ごろまで縣西の白雲村に残っていたらしく、清褚人穫撰堅瓠九集卷二方千舊隱に、

浙江桐廬縣西。有白雲村。唐方干故居。子孫至宋猶盛。

とあり、方干の子孫が宋代にも續いて非常に繁榮したことを傳えている。宋遣民錄卷八方鳳小傳にも方干の後裔の方鳳とその一族が繁榮したことを述べて、

方鳳。一名景山。字韶卿。唐玄英處士〔方〕干之後。遠祖逢原。中〔仁宗〕嘉祐八年進士第。……子揚遠以文章震耀一時。亦中〔哲宗〕元祐二年進士第。……至鳳凡七世。鳳有才學。嘗遊杭都。所交皆名士。とある。また通志卷二八氏族略「以字爲氏」に、方氏の歴史と方干について述べ、

方氏。周大夫方叔之後。以字爲氏。風俗通云。方雷氏之後。漢有方賀。唐詩人方干。嚴州人。宋朝方姓爲著姓。閩中爲多。

宋に至って、方干の後裔が「著姓」として諸地方に發展した様子を推察することが出来る。

方干の詩人としての評價は、元來彼が幼にして清才ありといわれただけに、徐凝によってその詩才を認められ、弟子となつて格律を教えられた。「方干の詩名、吳中に著わる」と評せられる程の詩人となつた。彼の詩風については唐音癸籤卷八評彙に、

方干詩鍊句。字字無失。固應有高堅峻拔之目。但嫌其微帶經籍氣。村貌稜稜爾。

一字一句も疏略にせず、推敲を重ね、且つ儒學者流の臭味は、いささかなりとも帯びることを嫌い、野人的風貌が盛んであつたという。方干の奇行に就いては諸書に疊見するので、一一紹介する繁を避けたいが、ただ一つ「人を侮るを喜ぶ」の性癖強く、自己の貌寝を棚上げて、他人の容貌を耶嚙してそれを詩に詠ずるなど、よからぬ趣味の持ち主であつた。そのため、世人から逆に「方開袴」と、缺脣をたねに戯言を浴びせられた。恐らく、貧乏暮しも科擧に十餘回も失敗しては、益々甚しくなるのは當り前で、そのため、性格が多少偏狹になつたのであろう。しかも、彼の弟子李頰が、先生をさしおいて登科したことは、相當ショックであつたであらう。唐摭言卷四師友に見える方干の反語に

村裏老李頰師方干。後頰及第。詩僧清越贈干詩曰。弟子已折桂。先生猶灌園。

李頰は唐才子傳卷七に依れば、方干と同郷の人であり、宣宗大中八年登第している。右文中の「折桂」は、登科の意で、唐以來用いられ、その所以は避暑錄話下巻に記されている。また「灌園」とは野菜花畑に水を灌ぐ、つまり、まだ登第も出來ず、百姓仕事に日々を送っている意であるが、詩僧清越から皮肉たっぶりの詩を贈られた方干の胸中は同情に値する。咸通末年、彼が死んで後、唐末の宰臣張文蔚は科擧に志を得ざりし不遇の文詩人十五人に一官を追贈されんことを闕下に奏請したが、方干もそのうちの一人であった。

さて、前掲、吹劍錄外集の文の末尾に見える後漢光武帝の近臣嚴子陵について述べよう。宋范仲淹の范文正公年譜范公正公集卷六景祐元年甲戌〔年四十六歲〕の條に、仲淹が春正月、出でて睦州〔嚴州〕に守たりし後、更に桐廬縣に赴任したことがある。その時、嚴子陵の祠堂を建て、其の子孫四家を復興させてその祠を奉守せしめ、また唐の方干の像をその祠堂の東壁に描かしめた。また范仲淹が方干の舊隱を詠じた詩が范文正公集卷三に見えている。

後に方干は缺脣を良醫の手によって治療〔いわゆる補脣〕をさせている。そこで、鏡湖の人は彼を補脣先生と號したという。何の目的のために補脣したのか、恐らく科擧への執念が斷ち切れず、治療の上、捲土重來を期したのであろう。この推測には多少根據があつて、憲宗元和十五年、進士に登第した崔蝦（字を乾錫）は邢州刺史・中書舍人にも任ぜられた人物だが、この人は「舊と一目を失うたが、珠を以て之に代えた」というから、恐らく一種の義眼をはめたのであろう。その義眼のおかげで登科したと思われ、方干も補脣すれば、登第の見込みは考えられるのだ。しかし、年すでに老境に達していた彼は恐らくその機に恵まれず、悶々のうちに世を去つたのであろう。蓋し、科擧に失敗せし怨恨と無念の深刻さは、想像を絶するものがあり、殊に累擧不第の士人ともなれば、或は敵國に亡命して祖國に弓をひき、或は朝廷を怨望して叛逆するものなどあり。黃巢の如きもその一人であつたが、彼が兵數千を集めて逆賊王仙芝に呼應したのは僖宗乾符二年（西紀八七五年）六月のことであり、實に方干が歿した懿宗咸通末年（西紀八七三）から數えて、僅かに二年後のこと

であった。黄巢と方干と、同じ累擧不第の士人で、殆んど同時に唐の社會に現れながら、その歩んだ人生行路は大きく違っていた。なお逆賊といえ、北宋徽宗朝に、亂を起した方臘は、その出身地から見て、方干の子孫又はその支族ではなかつたかと思う。宋史卷四六八宦者列傳童貫の末尾に、

方臘者。睦州青谿人也。世居縣鳩村。託左道以惑衆。

とあるが、大清一統志卷二三四、浙江嚴州府によれば、徽宗の宣和三年、睦州を改めて嚴州となし、また青谿縣も高宗の紹興三年改められて淳安縣となっている。従つて方臘は南宋の方逢辰と同じく淳安の人であり、その逢辰は方干の後であるから、方臘の血の中に、方干の血が多少とも混じていたことが推察されるのである。

さて、方干を、單なる免唇であつたというだけで——勿論、貧乏で、瘦せていて、風貌揚らぬということも、一層登第の條件を悪くはしたが——十回以上も科場より葬り去つたものは何であつたか、を考えれば、結局、唐の社會を支配していた貴族的意識であり、門閥家格を尊ぶエリート思想に歸着せしめ得るであらう。上層階級の擧士が多く科擧の門をパスして、孤寒の擧士は大抵、後廻しにされた。「秦韜玉、進士の擧に應ず。〔されども〕單素に出ず〔れば〕屢々有司の斥くる所と爲る」また曰く「崔瑤、貢擧を知す。貴要を以て自ら恃み外議を畏れず、隨、出ずれば、率ね皆な權豪の子弟なり」と。結局、「寒門の俊造、十に六、七棄てらる」の實情となる。若し勇敢な考官があつて、お偉ら方の要請を蹴り、寒門の人を科場取るならば、どういふ結果になるか、「禮部侍郎王凝、性、堅正にして、貢闈の取士に、その寒俊を抜きしかば、權豪の請託行われず、其の怒る所と爲りて」、一擧に商州刺史に左遷されてしまった。また天寶年間、再々進士に擧げられて及第しなかつた沈千運は、齡いすでに老境に達したため、仕官を諦め、一首の詩に心境をこめたが、その末句の五字は「貧賤招誘讒」であつたといふ。貧乏というものが、唐代、いかに科第の妨げとなつたか、推察できよう。

次に風貌上らざるため、科場より屢々黜けられた人に裴度がある。彼は自ら眞蹟を撰して、

爾身不長。お前さんのからだはチビで

爾貌不揚。 風貌もサッパリ駄目。

胡爲而將。 どうして大將になれましよう

胡爲而相。 どうして宰相になれましよう。

と詠じたという。また大中年間、進士に擧げられた盧攜は「姿、陋にして語また正しからず」とて、尙書韋岫の昆弟たちから甚しく輕侮された^④という。また皮日休は風貌揚らざりしたため、登第はしたが、榜末及第であった^⑤。上流階級優先は、五代にあつても引き續き同様であつた。五代會要卷二三、緣舉雜錄、梁開平元年七月の勅に依れば兵部尙書姚洎が「公卿の親屬、將相の子孫にして若し文行取る可きものあらば、所在の州府の薦送を許さん」ことを上請裁可されている。五代では、高官の宗族に加えて、特權階級たる將軍武人の子孫が多く及第した。なお唐末五代から科場の新しい弊害として、特に黃白の力にかりて及第することが從來に増して盛んとなり、當時の世人の言に「及第不必讀書。作官何須事業^⑥」とある。また五代後蜀の翰林學士范禹偁は三たび知貢舉に任ぜられたが、賄賂を多く持參した者には高第を與え、且つ面のあつたりに賄賂の數を口にして、少しも愧ずるところがなかつた^⑦という。政權交代の頻繁なる時代は、一面、成り上り者の世界でもある。成り上り者は、とかく實彈の力を信じ、これをしきりに驅使する。唐代の科場は、カネの力より、コネの力が強かつた。五代宋の間にこれが逆轉するのである。糊名、謄錄二法の厚き壁を破るためには、このカネの力によつて、考官を買収するより外に方法なく、南宋に至つて、その弊がとくに顯著となる。北宋眞宗咸平年間の省試に際して起つた知貢王欽若と諸科舉人任懿との間に行われた行賄關節がその先驅的な事件であつた。そのとき動いたカネは銀三百五十兩であり、任懿はこれによつて目的を果したのである^⑧。

む す び

唐から宋にかけて社會は大きく變化するが科場の制も、またその風氣も、大きく變化した。宋初の科舉制は唐制によつ

たと一般にいうが、それは外形的な面、すなわち科目の名稱、施行期日などにとどまり、その運営の精神は太祖朝から大きく變貌し、とくに、貴族色の一掃に、もつとも力が注がれたのである。座主門生の禁、糊名制、謄録制、別頭試など北宋初から打出された禁令新制度は、いづれも、その目的のためのものであった。これらによって科場はたしかに清潔になった。少くとも清潔なものにするため懸命な努力が續けられた。孤寒の士が續々と及第する。従来、進士を出さなかった家から進士が出はじめる。かかる科場の風潮の中にあつて、太宗以來の不具廢疾舉人の解送禁止令は次第に空文化せざるを得なかつたのである。(了)

註

- ① 拙著『宋代科舉制度研究』第一章解試第五節解額三解送順序
(一三〇頁)
- ② 宋會要輯稿選舉一四發解
- ③ 同右
- ④ 宋元學案卷二泰山學案「正字朱樂圃先生長文」
- ⑤ 宋史卷四四四文苑傳六朱長文
- ⑥ 同右
- ⑦ 闕名氏撰江蘇金石志卷一〇朱樂圃墓表「樂圃先生之墓、江淮荆浙等路制置從事米芾表」
- ⑧ 范成大 吳郡志卷二六
- ⑨ 宋史卷四五九卓行傳徐積
- ⑩ 蘇東坡集後集卷二、次韻徐仲車「仲車耳聾」
- ⑪ 漁隱叢話卷五二徐仲車
- ⑫ 避暑錄話下卷
- ⑬ 宋史卷四五九卓行傳徐積
- ⑭ 避暑錄話下卷
- ⑮ 同右
- ⑯ 宋元學案卷一安定學案「節孝徐仲車先生積」
- ⑰ ⑦に同じ
- ⑱ ⑬に同じ
- ⑲ ⑬に同じ
- ⑳ ⑱に同じ
- ㉑ 宋季忠義錄卷一三
- ㉒ 宋詩紀事卷一理宗皇帝「聞喜宴詩賜狀元方逢辰」
- ㉓ 『宋代科舉制度研究』第一章解試第三節、二、公卷の廢止
- ㉔ 東方學三十四輯(昭四二)
- ㉕ 王船山 宋論卷一四理宗
- ㉖ 右書卷一五度宗
- ㉗ 宋季三朝政要卷二理宗(庚戌)淳祐十年春
- ㉘ 宋季三朝政要卷二理宗(庚子)嘉熙四年春正月詔
- ㉙ 吹劍錄外集

- ③⑩ 元、吳萊、三朝野史
- ③⑪ 王船山、宋論卷一四理宗
- ③⑫ 宋史卷四一理宗本紀
- ③⑬ ⑦に同じ。
- ③⑭ 蛟峯外集卷三「賀蛟峯先生提刑江東書」文天祥
- ③⑮ 寶祐四年登科錄「宋元科舉三錄」所收
- ③⑯ 唐語林卷四栖逸吳郡陸龜蒙の條
- ③⑰ 右書 卷七補遺方千の條
- ③⑱ 唐詩紀事卷六三方千
- ③⑲ 唐詩紀事卷五〇崔蝦
- ④① 唐語林卷七補遺秦縉玉
- ④② 右書 卷三方正崔瑤
- ④③ 冊府元龜、貢舉部、條制二、穆宗長慶三年。禮部侍郎王起。掌貢舉。先是。貢舉假濫。勢門子弟。交相酬酢。寒門俊造。十棄六七。
- ④④ 舊唐書卷一六五王正雅傳の付傳「王凝」
- ④⑤ 唐才子傳卷二沈千運
- ④⑥ 北夢瑣言卷一〇
- ④⑦ 右書 卷五
- ④⑧ 唐語林卷二文學
- ④⑨ 侯鯖錄卷四
- ⑤① 宋 張唐英 蜀檣杙下卷、學海類篇二所收（二卷本）
- ⑤② ①と同じ書、第二章省試、四、關節（二五九頁）